

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	特別養護老人ホームいなほ
申請するサービス種類	介護老人福祉施設

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐようにする。

苦情の受付は口頭でも行うが窓口に「苦情・要望箱」を設置し、文書による苦情・要望にも応えられるよう対応する。

営業日、営業時間以外についても、転送電話、留守番電話で対応し、後日速やかに対応する。

電 話 番 号 : 0947-23-2747

相 談 担 当 者 : 久富 亮

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認する。
- ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要があると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行う。
- ③ 検討の結果等を踏まえて、必ず翌日までに具体的な対応をする（利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等）。
- ④ 記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し、再発防止と今後の改善に役立てる。

3 その他参考事項

普段から苦情が出ないように、利用者の立場に立ったサービス提供を心掛ける。

- ① 毎日の朝礼で重要伝達事項の確認を行う。
- ② 従業員の資質の向上のための研修機会を確保する。
 - ・ 全従業員を対象に、従業員の資質の向上のための研修機会を確保する。

4 公的機関の相談窓口

- ・ 福岡県国民健康保険団体連合会（国保連） (TEL) 092-642-7859 (Fax) 092-642-7856
- ・ 福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部 (TEL) 0947-49-1093 (Fax) 0947-49-1097
- ・ 福智町役場高齢者障がい福祉課 高齢者福祉係 (TEL) 0947-22-7762 (Fax) 0947-49-7950